記者発表資料

令和７年５月９日

石川県危機管理部危機対策課
担当者：課長　谷内　勇人
内線：4280
外線：076-225-1480

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

「令和６年能登半島地震」又は「令和６年奥能登豪雨」に係る長期避難世帯について、輪島市から申立てのあった９地域、６４世帯を、調査の結果、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定した。

※「豪雨及び地震」は令和６年能登半島地震でよむ

市町	地域	世帯数	認定日	認定理由	（参考）避難指示
輪島市	深見町一乗	15	R7.5.9	道路、電気、水道に深刻な被害が生じており、復旧が困難であり、居住不能状態の解消に長期の日数（３～４年）を要するため	発令なし
	西山町	7			
	東中尾町	3			
	上黒川町･下黒川町	7			
	東山町･忍町	9			
	別所谷町	12			
	門前町百成大角間	6			
	門前町暮坂	1			
	門前町滝上	4			
小計	９地域	64世帯			

（注）長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上） ②半壊であっても解体する世帯 ③長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
③中規模半壊（損壊割合 30%台）	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※ 賃借は公営住宅を除く。